

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

芦別市立芦別小学校 令和7年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの児童と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、いじめ対策のための組織を設置して対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

芦別小学校における 「学校いじめ防止基本方針」(概要)

本校においては、法第13条に基づき、すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめ防止に向けて、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子どもにも起こりうるものという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、年2回以上の教育相談を実施し、未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

芦別小学校のいじめ対策のための組織と役割や活動

本校においては、法第22条に基づき、校長や教頭、当該学級担任、生徒指導係、養護教諭からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置します。生徒指導委員会にいじめ対策の機能を付加し、いじめ防止に関する措置を実効的に行うための方策を検討し、方針を決め、全教職員ですべての事案に組織的に対応します。本委員会は、①いじめの未然防止・早期発見に向けた取組、②いじめを受けた児童に対する支援やいじめを行った児童に対する指導、③保護者や地域との連携、④取組の検証などの役割を担います。

芦別小学校のいじめ防止に向けた活動例

本校におけるいじめの未然防止や早期発見、早期対応に向けた取組の一部は以下のとおりです。

- ・「人間としていじめは絶対に許されない」という毅然とした指導
- ・道徳の時間や人権教育、情報モラル教育を通じた、思考力や判断力の育成
- ・教育相談やアンケート等による情報収集
- ・校内外における子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの実践
- ・子どもを認め、励ますこと

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

上記に記載したいじめ防止等の対策のための組織を設置していますので、気軽に相談してください。相談がある場合は、管理職や学級担任、相談しやすい教職員など、誰でも対応することができますので、遠慮せずに連絡してください。

連絡先0124-22-2573 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日9~12時 12~17時
(メール)	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
空知教育局教育相談電話 (電話)	0126-22-3912	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

